

## 大津市健康おおつ21応援団推進事業実施要領

### 1 目的

本市の健康増進計画である「健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画」では、みんなが笑顔で生き生きと食べつなぎいのちつなぐ健康のまちおおつを目指し、健康に過ごすことのできる社会環境づくりを施策の一つとしている。この「健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画」を広く市民に周知し、市民一人一人の主体的な健康づくりの取組を促進し、それを社会全体で支援することが必要である。そのため、市民の健康づくりを支える社会環境の整備を目指す健康おおつ21応援団推進事業を実施し、市民の健康づくりに対する意識を高め、地域社会全体で健康づくりに取り組むことにより、「健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画」の推進を図る。

### 2 対象

市民や従業員の健康づくりにつながる取組を実施している事業所（店舗、施設等）、団体等。

### 3 事業概要

栄養・食生活、身体活動・運動、禁煙、介護予防など、市民の主体的な健康づくりを支援する取組を実施している事業所や団体等を「健康おおつ21応援団」（以下「応援団」という。）とし、その取組をすすめている事業所等を募集し、「応援団」の情報を広く市民へ発信する。

この事業の目的は滋賀県が実施する「しがの健康づくりサポーター事業」と同趣旨のものであるため、大津市内の登録者については同事業への登録と兼ねるものとする。

### 4 実施方法

- (1) 広報おおつやホームページなどを利用し、また、関係機関及び団体等にも周知を行い募集する。
- (2) 応援団に登録する事業所等は登録申請書（様式第1号）を提出する。
- (3) 記載事項を確認し、滋賀県へ登録申請書写しを提出する。
- (4) 事業所等に応援団ステッカーを交付する。
- (5) 登録内容を変更する場合は、登録内容変更届出書（様式第2号）を提出する。
- (6) 登録を取り止める場合は、登録辞退届出書（様式第3号）を提出する。併せて、応援団ステッカーを返却する。
- (7) 登録申請書に記載された内容について、下記に掲げる場合は、登録を取り消すことができる。
  - ① 取組内容の継続が不可能になった場合
  - ② 取組内容が事実と相違する場合
  - ③ その他登録することがふさわしくないと市長が判断した場合

### 5 その他

- (1) 応援団に登録する事業所等の取組については、定期的に状況を確認する。
- (2) この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別途定めることとする。

#### 附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。